日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 02. 14

No.14-015

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

職場復帰に向けての協議の

確実な開始が

政・労・使代表で一致した国際基準

日本の政・労・使はこれに基づき

行動を

国際労働機関（ILO）により
解決するまで継続的な監視の対象となった
JAL 不当解雇事件
ILO勧告の意義についてシリーズ１０

2013 年 10 月 31 日の「ILO フォローアップ見解」を受けての牛久保弁護士による寄稿文「フォローアップによる ILO 見解の公表」に沿って、要点を紹介しています

「ILO フォローアップ見解」は実質「2 次勧告」

フォローアップによる ILO 見解は、65、66 項で明らかにされている。

その内容は、日本政府に対する要請であり、期待の表明である。その形式からみても、内容からみても、この表明された見解は、現在の状況にそった要請として、いわば、ILO 第２次勧告として評価されるものであることが明らかにされている。

ILO フォローアップ見解 65 項

委員会は日本政府と申立者によって提供された情報を留意する。

146 名の解雇者による日本航空インターナショナルとの間での雇用契約の確認を求める裁判に関し、委員会は 2012 年 3 月に本件が棄却されたものの、原告は東京高等裁判所に 2012 年 4 月に控訴し係争中であることに留意する。

委員会は政府に対し、東京高等裁判所の判決ならびにその結果生じるフォローアップ策について報告するよう要請する。東京都労働委員会の救済命令に関する日本航空の東京地方裁判所への提訴に関し、委員会は本件が係争中であることを留意し、日本政府に対し、本裁判のいかなる結果についても情報提供を行うよう要請する。

ILO は政府に、
判決に基づき解決のためにとった措置の報告まで求め
高裁には、解決に資する判決を期待

65 項は、整理解雇事件について、判決の報告を求めるとともに、判決にもとづいて、解決にむけてどのような措置がとられたかを報告するよう求めている。ILO 見解で、判決後の措置の報告まで求めたということは、勧告の内容を一歩進めたものと評価される。また、国際機関として、婉曲な表現がとられているが、東京

高裁判決について、解決に資する内容となることの期待を表明したとみうるものとなっている。

不当労働行為は許されない

不当労働行為事件について、ILO 見解は、判決だけでなく、如何なる状況についても報告することを求めている。労働組合への介入は許されないとする、結社の自由条約の立場から、ILO は、不当労働行為事件については、強い関心を有していることが表明されている。

ILO フォローアップ見解 66 項

さらに日本航空が 2012 年に客室乗務員 940 名の採用を行っていることからしても、委員会は本件の前回の審議で、企業が人員削減計画を行う際には労働組合との完全かつ率直な協議において了解しあうことが重要であるとしたことに注目し、そのような協議において、経済的理由による解雇の後に再び雇用される（職場復帰）労働者に関して、彼らの見解が十分に重きをおかれることを目的として、今後の採用計画において、全ての労働組合と、了解し合うこともまた期待する。

勧告の具体化は

「被解雇者の職場復帰に向けて、
採用計画を全ての組合と了解しあうこと」

判決の報告を求めるとともに、ILO 見解は、「更に」と、追加して項目を記載して、整理解雇の解決を具体的に促している。

その内容は、明快である。日本航空で従業員採用が実施されているもとで、経済的理由で解雇された労働者を職場復帰させるために、今後の採用計画については、全ての労働組合と完全かつ率直な協議がなされ、了解しあうことを求めたと

いうことである。そのことが「再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める」ものとして協議の実施を求めた勧告の内容を、現在求められているということとして具体

化した、見地の公表である。

　このILO フォローアップ見解につき、日本政府のいう「ILO からの勧告について、出来る限り尊重」という立場から実現されることを心から願うものである。

ILO は
職場復帰に向けての協議が「確実になされる」
ことまで期待する

　この66 項の見解の中で、ポイントとなる言葉があり、紹介したい。

　一つは、「rehiring」について、「再び雇用する」と訳して、訳にあたっては、「(職場復帰)」という注釈を分かりやすく付け加えることとした。解雇された労働者が、「再び雇用される」ということは、職場復帰ということでしかないからである。

「the new recruitment campaign」の語は、前段で記述されている940 名の採用が組合との協議がなされていないことに鑑み、今後なされる採用計画では、組合との協議を求めたということである。

「engage,　engagement」という語が、使用されている。そこには、協議について、話しあいを求めるというだけでなく、確実になされることまで期待するという表明がなされている。

　労使の協議が確実に実現されて、採用計画の実施を求めるという、ILO の位置付けが明らかにされる内容となっている。

勧告は「政･労･使」一致による
グローバル・スタンダード
日本の「政･労･使」は国際基準の理解を

重要な見解が公表されたもとで、今一度、ILO の提起の重みを確認することが重要である。

求められることは、すでに明らかにされてきた勧告、今回のフォローアップ見解と、その内容は、政府代表、使用者代表、労働者代表が一致して、グローバル・スタンダード（国際基準）であるとして、世界に公表されたということを知ることである。

この基準にもとづいて、日本政府には、日本航空案件の解決にむけた尽力が強く求められているということであり、日本航空もまた、特に、国際企業として、ILO の提起する解決基準を強く尊重していかなければならないということである。その内容と、解決のグローバル・スタンダード（国際基準）が提起されている意義が、広く、国内で知られる必要があると思う。

（見出し・レイアウトなどは世話人による）

ILO 勧告シリーズはこれで終わりです
読了ありがとうございました

【2013 年 10 月 31 日の「ILO フォローアップ見解」へのリンク】

【牛久保弁護士による寄稿文「フォローアップによる ILO 見解の公表」へのリンク】

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動へのお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

5月　19日（月）

不当労働行為裁判

東京地裁　527号法廷

13時10分より

6 月　5 日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より